



2024.12.5

# 個人が非上場株式を一般社団法人に譲渡した場合の 所得税法59条の時価

～令和4年11月21日国税不服審判所裁決の検討～

## はじめに

今回は、個人が支配株主として保有する非上場株式の一部を一般社団法人（以下「本件社団法人」）に譲渡する際の譲渡価額を、配当還元方式に基づいて算出した価額として、そのまま譲渡所得の金額を計算して申告したところ、税務署がその譲渡が所得税法59条1項2号の「著しく低い価額の対価」の額による譲渡に当たるとして、譲渡価額を同項の「その時における価額」（以下「時価」）に引き直して譲渡所得の金額を更正した事案に係る国税不服審判所（以下「審判所」）の裁決（関裁（諸）令4第19号令和4年11月21日・以下「本件裁決」）について解説・検討をしたいと思います。

税務署はその株式の時価を、所得税基本通達（所基通）59-6により財産評価基本通達（評価通達）の定める原則的評価方式に準じた方法で算出し、その譲渡価額はその算出された時価の2分の1に満たないことから、時価で譲渡があったとみなして更正処分等をし、審判所も本件裁決で税務署の処分等を支持しています。そのポイントを分かりやすく解説いたします。

# INDEX

## 解説する項目

- 本件の概要（株式譲渡、譲渡所得の申告から税務署の課税処分等、審査請求まで）  
…3
- 審査請求における争点および税務署と納税者Xの主張  
…7
- 本件裁決と令和2年3月24日の最高裁判決との関係  
…9
- 審判所の判断①法令解釈と、これに関する講師のコメント  
…10
- 審判所の判断②認定事実（所基通59-6による評価を適用すべきでない特別な事情があるか）と、これに関する講師のコメント  
…18
- まとめ  
…21

# 本件の全体像



譲渡者  
X

譲渡資産

A社株式



譲受者  
本件社団法人

## <取引の概要>

- ①平成27年12月3日にA社株式（「本件株式」）の一部3,999株（発行済株式の5%未満）を譲渡。
- ②譲渡者Xは、A社の「中心的な同族株主」に該当。
- ③①の譲渡価額は、本件株式を配当還元方式で評価した価額。
- ④本件社団法人は、①の譲渡代金を基金により調達。  
（基金の返済原資はA社の配当金）

## <所得税申告から審査請求までの経緯>

- ⑤Xは平成27年分の所得税等につき③の配当還元価額に基づき譲渡所得の金額を計算した確定申告書を提出。
- ⑥⑤の申告に対し、税務署は⑤の譲渡価額は時価の2分の1に満たないとして、所得税法59条1項2号により譲渡所得の金額の計算上時価による譲渡があったものとみなして更正処分。
- ⑦⑥の処分等に不服のXが審査請求。

## <本件社団法人の概要>

- ・平成27年8月頃に設立。
- ・設立計画は、A社のグループ法人B社取締役（＝本件社団法人の代表理事）、X及びグループ法人の関与税理士が作成。
- ・本件社団法人の理事は代表理事を含む3名、本件社団法人の社員はXの母、代表理事を含む3名。
- ・本件社団法人の所在地と電話番号は、B社の所在地と電話番号と同じ、その経理はB社の社員が担当し、本件社団法人の預金通帳と印鑑はB社の金庫内に保管。

## 本件の概要①（本件譲渡の概要）

[1]個人Xは、平成27年12月3日に本件社団法人との間で、Xが保有する非上場（取引相場のない）A社の株式（「本件株式」）の一部3,999株を譲渡する売買契約を締結し、同日、当該株式を譲渡した（「本件譲渡」）。

なお、本件譲渡に係る譲渡価額は非開示とされ不明であるが、後述の「認定事実」（18頁参照）から配当還元方式により価額を決定したことがわかる。また、譲渡した株数は発行済株式の5%未満のようである。

[2]本件株式を発行するA社は、不動産の賃貸等を目的とする株式会社で、B社が中心となって事業を統括するグループ（「本件グループ法人」）に属しており、Xの父が多年にわたりB社の代表取締役を務めている。

[3]本件社団法人の性格・設立の経緯等は以下のとおりである。

- ①本件社団法人は、Xの両親が同法人を通じたアミューズメント関連産業に関する文献、情報などの収集及び調査研究等を行うことを目的に、平成27年8月頃に設立された。
- ②本件社団法人の設立計画の策定には、平成20年頃からB社の取締役を務め本件社団法人の代表理事となった甲（「本件代表理事」）、平成18年頃からX及び本件グループ法人の関与税理士を務めていた税理士・公認会計士の乙（「本件税理士」）が関与した。
- ③本件社団法人設立時の理事は、本件代表理事を含む3名、本件社団法人設立時の社員は、Xの母、本件代表理事を含む3名であり、本件譲渡の時までに理事又は社員の追加・変更はなかった。また、本件税理士は、本件社団法人の設立当時から、本件社団法人においても関与税理士を務めている。
- ④本件社団法人の所在地及び電話番号は、B社の所在地及び電話番号と同じで、その経理はB社の社員に依頼しており、本件社団法人の預金通帳及び印鑑はB社の金庫内に保管されている。

## 本件の概要②（譲渡所得の申告から税務署の課税処分等、審査請求まで）

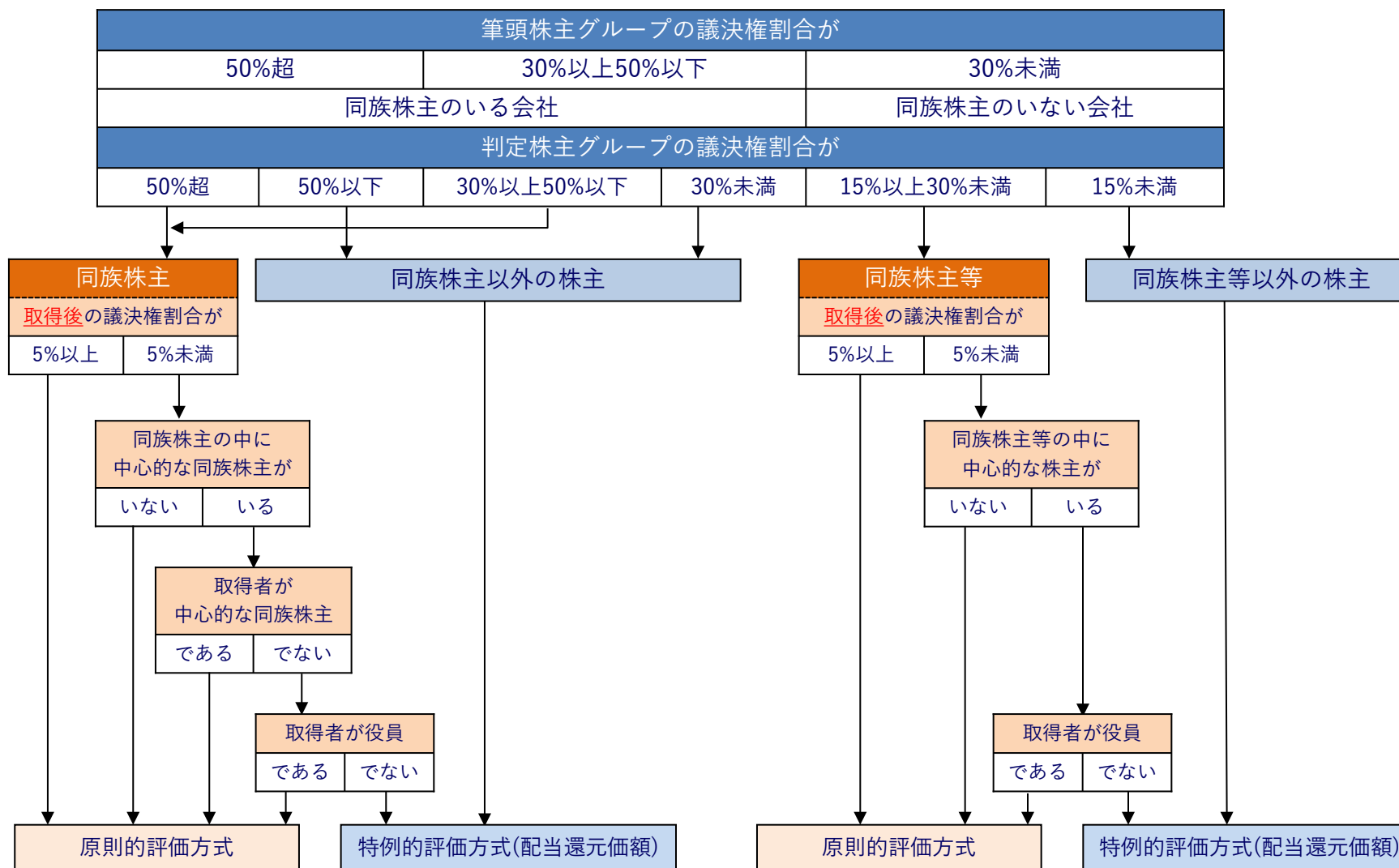
[4] Xは、平成27年分の所得税及び復興特別所得税（所得税等）につき、前頁[1]の配当還元価額に基づき譲渡所得の金額を計算した確定申告書を申告期限までに申告した。

[5]税務署は、上記[4]の申告に対し、本件譲渡の譲渡価額は時価の2分の1に満たないとして、所得税法59条1項2号により、譲渡所得の金額の計算上時価による譲渡があったものとみなして、令和3年3月10日付で、Xの所得税等に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

[6] Xは、これらの処分を不服として、再調査の請求をしたところ、再調査審理庁（税務署長）は、上記[5]の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の一部を取り消す再調査決定をした。それでも譲渡価額が時価の2分の1未満であることには変わりがなかったため、更正処分等が一部減額されただけだった。

[7] Xは、再調査決定後の原処分になお不服があるとして、審査請求をした。

# [参考] 評価通達における株主の態様別・評価方式の判定フローチャート



\*株主の判定は、自己株式を除外して行う。

## 審査請求における争点と税務署とXの主張

本件の争点は、本件株式の所得税法59条1項の「譲渡の時ににおける価額」すなわち時価で、この争点に関する税務署とXの主張の要旨は次のとおりです。

### 原処分庁（税務署）の主張

株式等の時価評価を定める所基通59-6には一般的合理性があり、本件株式の所得税法59条1項の時価は、所基通59-6の前段の定めに従い、同23～35共-9に準じて算定すべきであり、その(4)の二に該当するので、

「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」となるが、それは、同59-6後段の定めにより原則として評価通達178から189-7までの例に一定の修正を加えた方法により算定した金額とするべきである。

譲渡者であるXは、A社にとって、評価通達188(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するから、本件株式の価額を、同通達178に定める「小会社」\*に該当するものとして算定することとなる。

#### \*小会社の評価方式

- ①又は②のいずれか少ない評価額を選択
- ①純資産価額(純資)
- ②類似業種比準価額×0.5 + 純資産価額×0.5

### 請求人（納税者X）の主張

所基通59-6の定めは、原則的な取扱いであり、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して決定・合意された価額により取引されたと認められる場合については、当該価額を譲渡時の時価とするのが相当である。

そして、本件株式の本件譲渡の時ににおける1株当たりの価額は、Xと本件社団法人という純然たる第三者間において、本件社団法人の社会への貢献という設立目的、A社の業績向上と企業価値の増加などの種々の経済性を考慮した結果、配当還元方式（評価通達188-2の定めによる評価方式）による価額（取得価額がこれを上回る場合は取得価額）が妥当であるとして決定されたものであるから、当該価額が本件株式の本件譲渡の時の時価である。

なお、当該価額が時価と認められない場合であっても、株式については証券取引所で形成される価格指標にある日経平均株価、PBR（株価純資産倍率）及び株式配当利回りを適用して算出される価額をもって、本件株式の時価とすべきである（講師注：ただし、具体的な計算はしていない）。

# 税務署とXの主張のポイント（講師のコメント）

## 1. 税務署側の主張のポイント

所基通59-6により評価通達の一部修正適用による時価算定を主張していて、それは譲渡者サイドの時価、すなわち譲渡者にとっての時価であり、それを算定すべきだという基本的な立場に立っています。

## 2. Xの主張のポイント

譲受者が会社でなく持分のない一般社団法人で、Xにとって評価通達188の「同族関係者」に含まれない法人であることを根拠に「純然たる第三者」と主張していると思われます。そのうえで、譲受者である本件社団法人にとっての時価である配当還元（方式による）価額で合意された以上、それが時価だと主張しています。

本件社団法人は、本件株式の配当を活動のための資金とするため本件株式の取得を望んだという経緯があり、本件社団法人の本件株式の取得の目的は配当を得ることであり、本件社団法人の立場・取得の目的からすれば、配当還元価額を時価と主張することにも一理あります。

## 3. 本件裁決の争点

非上場株式の法人への譲渡の場合、所得税法59条の時価は、譲渡した個人と譲り受ける法人のどちらの立場での時価かが問題になります。

非上場株式の譲渡における59条の時価を、どちらの立場の時価と解するべきかについては、譲渡所得課税の基本的な趣旨、そしてその延長線上にある59条の趣旨を確認することが必要となります。

## 本件裁決と令和2年3月24日の最高裁判決との関係

非上場株式の所得税法上の時価については、それに関して争われた別の事件に係る令和2年3月24日付け最高裁判決（以下「令和2年最高裁判決」）があります。そこでは、所得税法59条のみなし時価譲渡課税の基本的な趣旨が判示されており、同判決を受けて所基通59-6はその後、その趣旨をより明確に表すように改正されています（11頁、13頁参照）。令和4年11月21日に出されたこの裁決も、その最高裁判決の内容を踏まえた判断になっているはずです。

本件譲渡は平成27年に行われており、その譲渡所得に係る申告に対して行われた更正処分は令和3年3月で、だいぶ間が空いて期限ぎりぎりに行われています。おそらく、更正処分も先行する同種事件の最高裁の判決を待っていたものと思われます。税務署側にとっては更正処分を強く後押しする期待通りの判決だったといえます。

（注）本件譲渡は平成27年で、上記の通達改正前に行われていますが、令和2年最高裁判決では、改正前の59-6も同様に、譲渡者にとっての時価を算定するものとして理解すべきとされています。

# 審判所の判断①法令解釈（その1）

## 1. 所得税法59条1項の趣旨

審判所は、所得税法59条1項の趣旨として、おおよそ「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において当該資産の所有者である譲渡者の下に生じている増加益に対して課税される。所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合にその資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととした。」としています。